

# 難病医療費助成制度

～ 針、灸、マッサージにかかった費用について ～

☆ ALS 患者などの医療費助成は、「医療受給者証」及び「自己負担上限額管理票」を指定医療機関で提示することで所定の金額内で医療を受けることができますが、通常 針、灸、マッサージ、柔道整復にかかった費用などは（通常鍼灸院は指定医療機関ではないため）医療費助成の対象にはなりません。北海道の独自事業によりかかった費用が助成されます。

（注、指定医療機関で受けているリハビリは医療費助成の対象です。）

## ★ [北海道の単独事業]

特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者は利用可能で事前申請等は必要ありません。

必ず鍼灸師にこの助成制度があることを伝えてから利用してください。

鍼灸師は医師の同意書（3ヶ月更新）が必要。作成後に利用開始です。

関係書類等は所轄の保健所かホームページから取得出来ます。

## ★ [償還払いの申請には、以下の書類を添付し所轄の保健所へ提出します]

- ・ 特定医療費等償還払申請書(補装具等)

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/4/2/7/5/9/5/\\_/nanbyouyoushiki4-2.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/4/2/7/5/9/5/_/nanbyouyoushiki4-2.pdf)

- ・ 領収書の写し
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証の写し
- ・ 鍼灸師に対する医師の同意書の写し
- ・ 鍼灸師が健康保険組合等に申請した療養費支給申請書の写し

★ 医療保険を利用したマッサージは自己負担を治療院へ支払いますが自己負担分は北海道の単独事業により助成されます。（償還払）

例：自己負担が1割で、5部位のマッサージを受けた場合

1,700円（340×5部位）＋2,300円＝4,000円 自己負担は400円

（月に16回利用すると自己負担は6,400円 ⇒ 償還払申請で0円）

★ 北海道のホームページより難病医療費助成制度について

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tokusitu/nanbyouiriyohijosei.html>

医療費について

医療保険等適用後の自己負担額のうち、高額療養費に相当する金額は、健康保険から支給されます。請求方法や金額の詳細は、御加入の健康保険にお問い合わせください。なお、助成対象となる医療・介護の内容及び助成対象とならない費用の例については、次のとおりです。

(1) 助成の対象となる医療の内容

認定を受けた疾病（当該疾病に付随して発症する傷病を含む。）に対する、診療、調剤、居宅における療養上の管理及びその治療に伴う看護等が対象となります。

(2) 助成の対象となる介護の内容

認定を受けた疾病（指定難病の場合は、当該疾病に付随して発症する傷病を含む。）に対する、次のサービスが対象となります。

- ア 訪問看護
- イ 訪問リハビリテーション
- ウ 居宅療養管理指導
- エ 介護療養施設サービス
- オ 介護予防訪問看護
- カ 介護予防訪問リハビリテーション
- キ 介護予防居宅療養管理指導

(3) 助成の対象とならない場合（例）

- ア 認定された疾病（当該疾病に付随して発症する傷病を含む。）以外の病気やけがによる医療費
- イ 医療保険が適用されない医療費（保険診療外の治療・調剤、差額ベッド代、個室料等）
- ウ 医療機関・施設までの交通費、移送費
- エ 認定申請時等に提出する臨床調査個人票（診断書）の作成費用
- オ 療養証明書の証明作成費用

※補装具の作成費用や、はり、きゅう、あんま、マッサージの費用の助成は、道の単独事業であるため、一度全額自己負担していただき、還付請求いただいた後、直接お支払いする償還払で対応しています。